

資 料 編

- 1 唐津市を取り巻く状況 83
- 2 環境の分野別データ 88
- 3 分野別の環境指標 123
- 4 唐津市環境審議会委員名簿 126
- 5 唐津市環境基本条例 127
- 6 アンケート調査結果 131

1. 唐津市を取り巻く状況

◆持続可能な開発目標（SDGs）（本編 P. 6）

持続可能な開発目標（以下「SDGs」といいます。）の中では、「持続可能な開発のためには、国際社会全体で経済、社会、環境の諸問題を総合的に解決することが重要である」とされており、これは、我が国の環境政策が目指す基本的な方向性と一致しています。

SDGs は、「世界を変えるための 17 の目標(ゴール)」と、各目標に設定された「169 の達成目標 (ターゲット)」から構成されており、そのうち少なくとも **12 の目標が「環境」と関連しています**。その中には、我が国自身の環境に関する課題と関係の深い、「クリーンエネルギー」や「循環型社会」といった項目も定められています。

○SDGsの基本的な考え方

- ・ 全ての国に普遍的に適用され、「誰一人取り残さない」を基本方針とする。
- ・ 持続可能な開発のキーワードとして、人間(People)・地球(Planet)・繁栄(Prosperity)・平和(Peace)・連帯(Partnership)の「5つのP」を掲げる。

○持続可能な開発目標（SDGs）17 ゴール（青字が環境と関連のある項目）

 貧困の撲滅	 国内と国家間の不平等の是正
 飢餓撲滅、 食料安全保障	 持続可能な 都市
 健康・福祉	 持続可能な消費と生産
 万人への 質の高い教育 、生涯学習	 気候変動 への対処
 ジェンダー平等	 海洋 と海洋資源の保全・持続可能な利用
 水・衛生 の利用可能性	 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
 エネルギー へのアクセス	 平和で包摂的な社会の促進
 包摂的で 持続可能な経済成長 、雇用	 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化
 強靱なインフラ、 工業化・イノベーション	

○国内での具体的な取り組み

我が国では、関係省庁が連携して「SDGs 推進本部」の設置と「実施指針の策定」が行われ、それに基づいた取り組みが進められています。また、国内企業でも、再生可能エネルギー事業の推進や省エネに対応した自社ビルの建設など、「SDGs」の取り組みが進められています。

◆パリ協定（本編 P. 6）

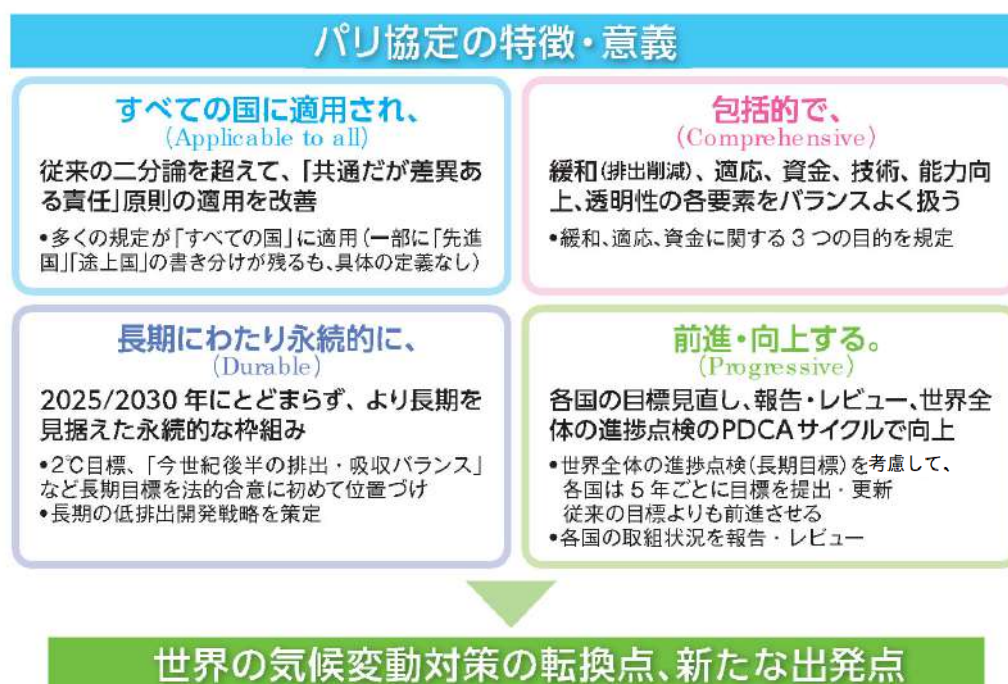
平成 27 年 12 月、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、2020 年以降の地球温暖化対策のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。

○パリ協定の目的

パリ協定の目的には、気候変動の脅威への世界的な対応を強化するため、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」、「適応能力を向上させること」、「資金の流れを温室効果ガスが低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること」などが掲げられています。

○パリ協定の特徴・意義

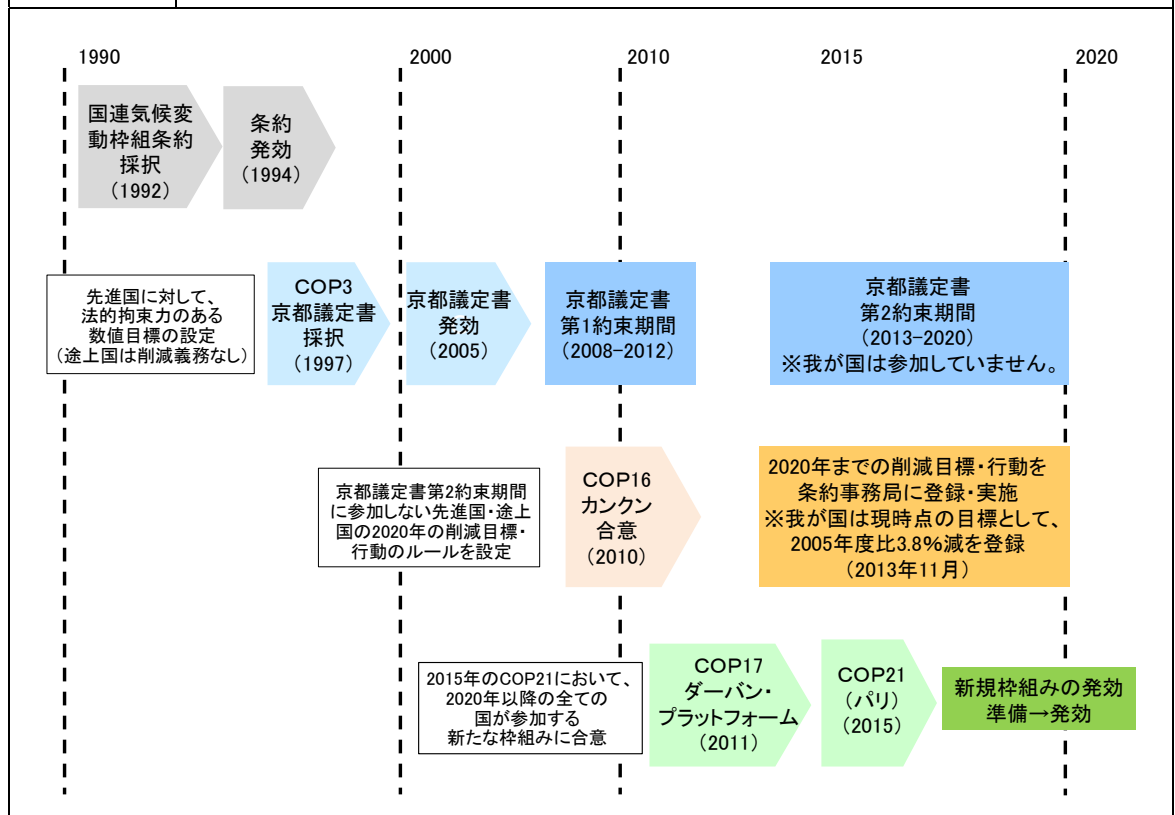
パリ協定は、国際条約として初めて、主要排出国、途上国を含むすべての締約国が温室効果ガスの排出削減目標（貢献）を持つ、法的枠組みとなりました。パリ協定は、平成 28 年 11 月に発効され、世界は温室効果ガス排出量を少なくする「低炭素社会」から、実質ゼロまたはマイナスにする「脱炭素社会」への転換期を迎えていると言えます。



※環境省パンフレット「STOP THE 温暖化 2017」をもとに作成。

気候変動に関する国際交渉の経緯

年次	概要
1992 年	国連気候変動枠組条約（UNFCCC）採択（1994 年発効）（締約国数：197 カ国・機関）
1997 年	京都議定書 採択（COP3）（2005 年発効）（締約国数：192 カ国・機関）
2009 年	「コペンハーゲン合意」（COP15） →先進国・途上国の 2020 年までの削減目標・行動をリスト化することなどに留意
2010 年	「カンクン合意」（COP16） →各国が提出した削減目標などが国連文書に整理されることになる
2011 年	「ダーバン合意」（COP17） →全ての国が参加する新たな枠組み構築に向けた作業部会（ADP）が設置
2013 年	ワルシャワ決定（COP19） →2020 年以降の削減目標（自国が決定する貢献案）の提出時期などが定められる
2014 年	「気候行動のためのリマ声明」（COP20） →自国が決定する貢献案を提出する際に示す情報（事前情報）、新たな枠組の交渉テキストの要素案などが定められる
2015 年	「パリ協定」（COP21） →2020 年以降の枠組みとして、史上初めて全ての国が参加する制度の構築に合意



※平成 28 年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書、外務省ホームページをもとに作成。

◆第五次環境基本計画の閣議決定（本編 P. 7）

国の「第五次環境基本計画」は平成 30 年 4 月に閣議決定され、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画となりました。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な「重点戦略」を設定し、環境・経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。

第五次環境基本計画の概要

○目指すべき持続可能な社会の姿

- ・「地域循環共生圏」の創造
- ・「世界の範となる日本」の確立
- ・これらを通じた
持続可能な循環共生型の社会
「環境・生命文化社会」の実現



○計画のアプローチ

- ① SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
・あらゆる観点からイノベーションを創出
- ② 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済社会活動を向上
・環境で地方を元気に！
- ③ より幅広い関係者と連携
・幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

○6つの重点戦略を設定

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

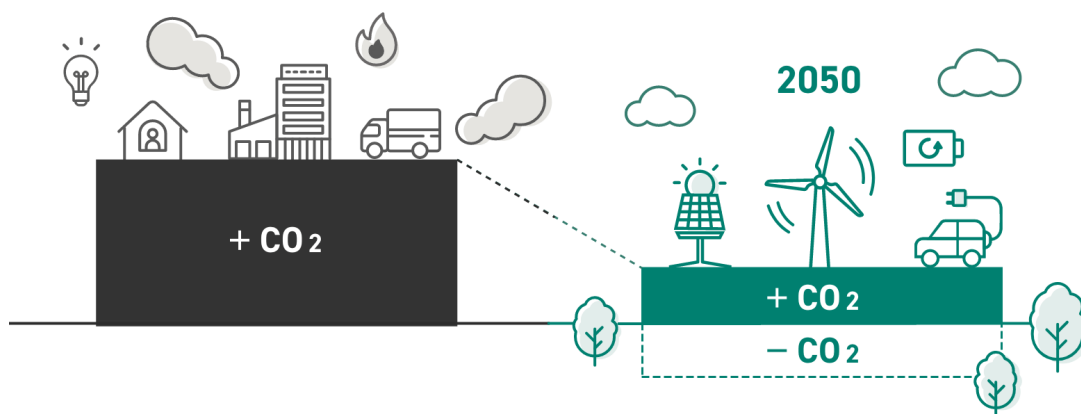
※環境省「第五次環境基本計画」をもとに作成。

◆2050 年カーボンニュートラル（本編 P. 7）

パリ協定の目標を達成するために、2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減と吸収作用の保全・強化をする必要があります。



※環境省脱炭素ポータルサイト資料をもとに作成。

2. 環境の分野別データ（本編-第4～5章）

地球環境

温室効果ガス排出の状況（本編 P. 22-23）

本市の部門別温室効果ガス排出量は、「業務その他部門」の排出量が最も減少しており、次いで、「家庭部門」、「産業部門」となっています。その一方で、「運輸部門」はあまり減少しておらず、「廃棄物部門」は増加しています。

【唐津市の部門別温室効果ガス排出量】

単位：千 t-CO₂

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1/H25
エネルギー 起源 CO ₂	産業	191.5	190.2	194.2	182.9	167.8	146.1	141.9	74.1%
	業務その他	274.9	230.1	181.1	148.6	137.8	114.4	145.5	52.9%
	家庭	263.4	231.9	206.0	184.8	188.4	117.0	145.1	55.1%
	運輸	281.4	272.8	272.3	264.6	258.4	255.8	250.5	89.0%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外のガス	農業（畜産）	35.6	34.3	32.8	30.1	30.5	30.5	30.4	85.3%
	廃棄物	12.7	16.3	17.6	21.6	13.8	17.8	14.4	112.7%
合計		1,059.6	975.5	903.9	832.6	796.8	681.6	727.7	68.7%
住民基本台帳人口（人）		127,991	126,820	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	—
1人あたりの温室効果 ガス排出量（kg-CO ₂ /人）		8,278	7,692	7,197	6,692	6,472	5,592	6,039	—

注）四捨五入のため合計が合わないことがある。

※人口は住民基本台帳人口各年度3月31日。

※環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」のCO₂発生量と別途算定の農業（畜産）CH₄発生量を用いた。

交通の省エネルギー化の状況（本編 P. 24）

本市では、環境にやさしい交通体系整備の取り組みとして、次世代自動車の導入促進、エコドライブや自動車から自転車への利用転換、パーク&バスライドの取り組みなどを推進しています。

佐賀県内の次世代自動車保有率については増加傾向、パーク&バスライドの利用台数については、令和2年度が特に減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響と考えられ、令和3年度以降は回復傾向にあります。

【佐賀県内の次世代自動車保有率】

年度	H30	R1	R2	R3
佐賀県内の次世代自動車保有率（％）	9.5	10.6	11.6	12.7

【パーク＆バスライドの利用台数の推移】

年度	H30	R1	R2	R3
パーク＆バスライドの利用台数（台）	30,417	31,720	25,915	27,253

環境にやさしい生活への取り組みの状況（本編 P. 24）

環境にやさしい生活への取り組みとして、「地産地消」があります。本市では、小・中学校給食での地元食材の積極的な使用を推進していますが、「産地食材」「県産食材」をよく利用しているおよびできるだけ利用している人の割合は横ばい傾向にあります。

【地産地消の取り組み状況】

年度	H24	H25	H27	R4
「産地食材」「県産食材」をよく利用している およびできるだけ利用している人の割合（％）	74.0	78.5	79.8	75.2

※第2次からつ元気いっぱい食育計画 第3章（唐津市の具体的な取り組み）をもとに整理。

再生可能エネルギーの導入状況（本編 P. 26-27）

本市の再生可能エネルギー発電設備導入容量は、令和3年度現在で191,924 kWであり、着実に増加しています。

【唐津市の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況】

単位：kW

年度	H30	R1	R2	R3
再生可能エネルギー発電設備導入容量	169,684	175,142	177,957	191,924
太陽光発電設備導入容量	116,484	120,943	123,758	127,434
風力発電設備導入容量	52,650	52,650	52,650	62,941
水力発電設備導入容量	0	999	999	999
バイオマス発電導入容量	550	550	550	550

自然環境

生物多様性の保全の状況（本編 P. 30-32）

佐賀県内の絶滅の恐れのある野生生物の生息・生育状況を取りまとめたレッドデータブック（平成 22 年見直し）によると、佐賀県全体の傾向として、貴重な動植物の絶滅の危険性が高くなっています。

本市においては、外来種や増えすぎた野生の鳥獣によって、本来の生態系が壊されるといった問題や、農林業や生活環境における被害が発生しています。そのため本市では、外来種に関する規制や危険な外来種に関する情報などについて、「環境だより」やホームページなどで啓発を行っており、また、増えすぎたイノシシやサルなどの野生の鳥獣に対しては、「唐津地域鳥獣被害防止計画」に基づき、対策を講じています。

レッドデータブック（レッドリスト）とは

絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育状況を取りまとめた本（リスト）のことです。本市では、佐賀県版のレッドデータブック（レッドリスト）などをもとに、絶滅の危機に瀕している野生生物の現状をお知らせしています。



（資料：佐賀県ホームページ）

【唐津市でみられる絶滅危惧Ⅰ類種指定動物】

分類	和名	科	主な生育地・生息地
鳥類	オオヨシゴイ	サギ	浜玉地区（玉島川）
	クロツラヘラサギ	トキ	有明海沿岸の河口域など
	ササゴイ	サギ	浜玉地区～七山地区（玉島川）
	ツクシガモ	カモ	有明海の干潟など
	ハヤブサ	ハヤブサ	玄海の離島などでごく少数が繁殖する。非繁殖期は県内各地でみられる。
	ミサゴ	タカ	玄海の島嶼で繁殖。非繁殖期は各地でみられる。特に伊万里湾（伊万里川・有田川河口）では生息密度が高い。
	ヤマセミ	カワセミ	厳木地区（厳木川）
昆虫類	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	浜玉地区（鳥巢）、七山地区（檜原湿原）
	コガタノゲンゴロウ	ゲンゴロウ	七山地区
	コバネアオイトトンボ	アオイトトンボ	唐津地区
	タイワンツバメシジミ	シジミチョウ	鎮西地区（名護屋）
	タガメ	コオイムシ	浜玉地区
両生類・爬虫類	アカウミガメ	ウミガメ	浜玉地区、唐津地区、呼子地区、肥前地区の砂浜
汽水・淡水魚類	アカザ	アカザ	厳木地区（厳木川）
	ニホンイトヨ	トゲウオ	唐津地区（半田川）
	チワラスボ	ハゼ	東松浦半島の小河川の河口域

（資料：佐賀県環境基本計画（改訂版）、佐賀県レッドリスト 2003、佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016、唐津市ホームページ）

【唐津市でみられる絶滅危惧Ⅰ類種指定植物(1/3)】

分類	和名	科	主な生育地・生息地
種子植物	ハイビヤクシン	ヒノキ科	島の岩場/鎮西地区
	ヤナギヌカボ	タデ科	水湿地/浜玉地区
	ダンコウバイ	クスノキ科	やや高い山地林内/相知地区
	コウライブシ (ミツバトリカブト)	キンポウゲ科	丘陵地の林縁斜面/鎮西地区
	トモエソウ	オトギリソウ科	林縁の明るい草地/厳木地区
	アゼオトギリ	オトギリソウ科	山地の陰湿な岩上・湿った草地/七山地区
	ツメレンゲ	ベンケイソウ科	日当たりのよい岩上/鎮西地区
	ズミ	バラ科	山地の湿地/厳木地区
	ヒロハノカワラサイコ	バラ科	日当たりのよい川原や砂地/鎮西地区・呼子地区
	クララ	マメ科	河川堤防・山野の草地/厳木地区
	ヒナノカンザシ	ヒメハギ科	陽地の湿地/七山地区
	ミシマサイコ	セリ科	日当たりのよい草地/鎮西地区
	シマモクセイ	モクセイ科	低地の林内/鎮西地区
	イヌセンブリ	リンドウ科	溜池の岸部、山地の湿ったところ/相知地区
	トキワカモメヅル	ガガイモ科	山地の林内・林縁/唐津地区
	ギョクシンカ	アカネ科	暖温帯樹林内/呼子地区
	ハマネナシカズラ	ヒルガオ科	海岸・ハマゴウなどに寄生/鎮西地区
	ヒメシロネ	シソ科	低地の湿地/七山地区
	エゾオオバコ	オオバコ科	低地の海岸草原/鎮西地区・呼子地区
	ヤマヒョウタンボク	スイカズラ科	標高 600m 以上の山地/相知地区
	ヒメシオン	キク科	湿草原/浜玉地区・肥前地区・鎮西地区
	イズハハコ (ワタナ)	キク科	日当たりのよい崖や斜面/七山地区
	ヤナギタンポポ	キク科	山地帯の明るい林縁/浜玉地区
	タカサゴソウ	キク科	乾いた草原/鎮西地区
	オナモミ	キク科	路傍/唐津地区
	スブタ	トチカガミ科	廃田/肥前地区
	ササバモ	ヒルムシロ科	ため池・水路/唐津地区
	オヒルムシロ	ヒルムシロ科	湧水のある池沼/浜玉地区・厳木地区
	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ科	山地の湿りのある林床・竹林/厳木地区
	チゴユリ	ユリ科	山地疎林下/唐津地区・相知地区
	ノハナショウブ	アヤメ科	丘陵地や山地の湿地/浜玉地区
	アヤメ	アヤメ科	山地のやや乾いた草地/相知地区
	ヒオウギ	アヤメ科	山地の明るい草原や岩上/鎮西地区

(資料：レッドデータブックさが 2010 植物編)

【唐津市でみられる絶滅危惧Ⅰ類種指定植物(2/3)】

分類	和名	科	主な生育地・生息地
種子植物	ゴマシオホシクサ	ホシクサ科	湿地/唐津地区
	キダチノネズミガヤ	イネ科	山中林地/相知地区
	タニガワスゲ	カヤツリグサ科	山地の溪畔の水辺/厳木地区
	キシウナキリスゲ	カヤツリグサ科	林縁・林内（社寺林）/唐津地区
	ジングウスゲ	カヤツリグサ科	林縁・林内/七山地区
	キノクニスゲ	カヤツリグサ科	海岸近くの林内・斜面地（島）/唐津地区・鎮西地区
	ツシマスゲ	カヤツリグサ科	低木が散生する草地の斜面/鎮西地区
	ノテンツキ	カヤツリグサ科	山地の湿地や草地/唐津地区・肥前地区
	ビロードテンツキ	カヤツリグサ科	海岸の砂地/唐津地区・浜玉地区
	ハタベカンガレイ	カヤツリグサ科	日陰で冷涼なため池/厳木地区
	ミカワシンジュガヤ	カヤツリグサ科	湿地/七山地区
	キリシマエビネ	ラン科	常緑広葉樹林の湿度の高い林床や岩場/相知地区
	ナツエビネ	ラン科	やや湿った落葉樹林下/七山地区・相知地区
	ギンラン	ラン科	林縁・神社境内/唐津地区・七山地区
	マヤラン	ラン科	常緑広葉樹林下/唐津地区
	ヒメフタバラン	ラン科	常緑樹林下/鎮西地区
	ニラバラン	ラン科	海岸近くの草地/鎮西地区
	フウラン	ラン科	常緑広葉樹の樹幹や岩場/唐津地区・相知地区
	ガンゼキラン	ラン科	常緑樹林下/唐津地区・厳木地区・相知地区
	ツレサギソウ	ラン科	湿った林下・草原/相知地区
	マイサギソウ	ラン科	草地/七山地区
	トキソウ	ラン科	日当たりのよい湿地/七山地区
	マツラン（ベニカヤラン）	ラン科	樹幹着生/七山地区
	ヒトツボクロ	ラン科	落葉樹林の林床/厳木地区・相知地区
	アキザキヤツシロラン	ラン科	常緑樹林・竹林下/唐津地区

（資料：レッドデータブックさが 2010 植物編）

【唐津市でみられる絶滅危惧Ⅰ類種指定植物(3/3)】

分類	和名	科	主な生育地・生息地
シダ植物	ホングウシダ	ホングウシダ科	やや明るい林内の砂岩上/相知地区
	エビガラシダ	ホウライシダ科	石垣/北波多地区
	タキシダ	シシラン科	陰湿な溪流や谷間の岩上/北波多地区
	オオキヨズミシダ	オシダ科	樹林下の斜面やや乾いた岩塊/北波多地区
	オトコシダ	オシダ科	広葉樹林下の急斜面/北波多地区
	アツギノヌカイトチシダマガイ	オシダ科	三群変成岩地帯の石英片岩（チャートが変成作用を受けたもの）の岩塊に自生している/厳木地区
	アミシダ	ヒメシダ科	陰湿な砂岩上/相知地区
	ヒメミゾシダ	ヒメシダ科	オーバーハングした湿った砂岩上/相知地区
	イヌイワデンダ	イワデンダ科	明るい岸上/相知地区
	コガネシダ	イワデンダ科	明るい岸壁/相知地区
	フクレギシダ	イワデンダ科	陰湿で水のしたたる岩上/北波多地区
	ニセコクモウクジャク	イワデンダ科	杉林下に群生/北波多地区
	ヒトツバイワヒトデ	ウラボシ科	陰湿な林中の岩上や崖地/北波多地区

（資料：レッドデータブックさが 2010 植物編）

【県条例による移入種（外来種）の概要】

植物 18 種類	イタチハギ、イチイツタ、オオカナダモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオフサモ、オニウシノケグサ、外来コマツナギ全種、キシヨウブ、コカナダモ、コンテリクラマゴケ、シナダレスズメガヤ、ハリエンジュ、ヒメヒオウギズイセン、ブラジルチドメクサ、ボタンウキクサ、ホテイアオイ、ミズヒマワリ
魚類 7 種類	オオクチバス、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、コクチバス、ガー科全種、パイク科全種、ブルーギル
爬虫類 3 種類	カミツキガメ、ミシシippアカミミガメ、ワニガメ
哺乳類 4 種類	ヌートリア、アライグマ、ヤギ、ハクビシン

※「佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）」第 65 条に基づき、移入規制種を指定。

【水生生物による簡易水質調査参加校数】

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
水生生物による簡易水質調査参加校数・人数	校	6	4	4	3	3	中止
	人	103	58	64	89	51	中止

【鳥獣（イノシシ）駆除数・従事者数の推移】

年度	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3
鳥獣（イノシシ）の駆除数（頭）	6,669	5,331	5,888	4,719	7,707	6,254
鳥獣駆除従事者数（人）	175	176	180	171	177	184

森林の保全状況（本編 P. 34-38）

本市では、県と連携して森林の間伐や林道整備、林業の担い手の支援などを行ってきましたが、平成 29 年度以降森林整備面積は横ばい傾向にあります。

【森林整備面積】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
森林整備面積（ha）	226.0	226.0	226.0	226.0	226.0

【私有林間伐面積】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
私有林間伐面積（ha）	155.0	166.0	155.0	137.1	219.5

水辺の保全の状況（本編 P. 35-38）

本市では、毎年、マイリバー・クリーンアップや虹の松原清掃活動などの地域環境美化活動を継続して行っています。

【虹の松原清掃活動の参加人数】

年度	H 28	H 29	H 30	R1	R2
虹の松原清掃活動の参加人数（人）	7,410	7,140	7,196	7,638	7,678

【マイリバー・クリーンアップの参加人数】

年度	H 28	H 29	H 30	R1	R2
マイリバー・クリーンアップの参加人数（人）	天候不良により中止	374	449	416	—

里地里山の保全の状況（本編 P. 36-38）

本市では、平成 28 年度に行われた荒廃農地の状況調査により、今まで未確認であった荒廃農地が確認され、荒廃農地面積が大幅に増加しました。今後は、荒廃農地の現状について精査し、農地として再利用を図る土地と再利用が困難な土地を区分けし、土地の状況に応じた活用策を検討していく必要があります。

【荒廃農地面積】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
荒廃農地面積（ha）	3,196	3,381	3,389	3,390	3,815

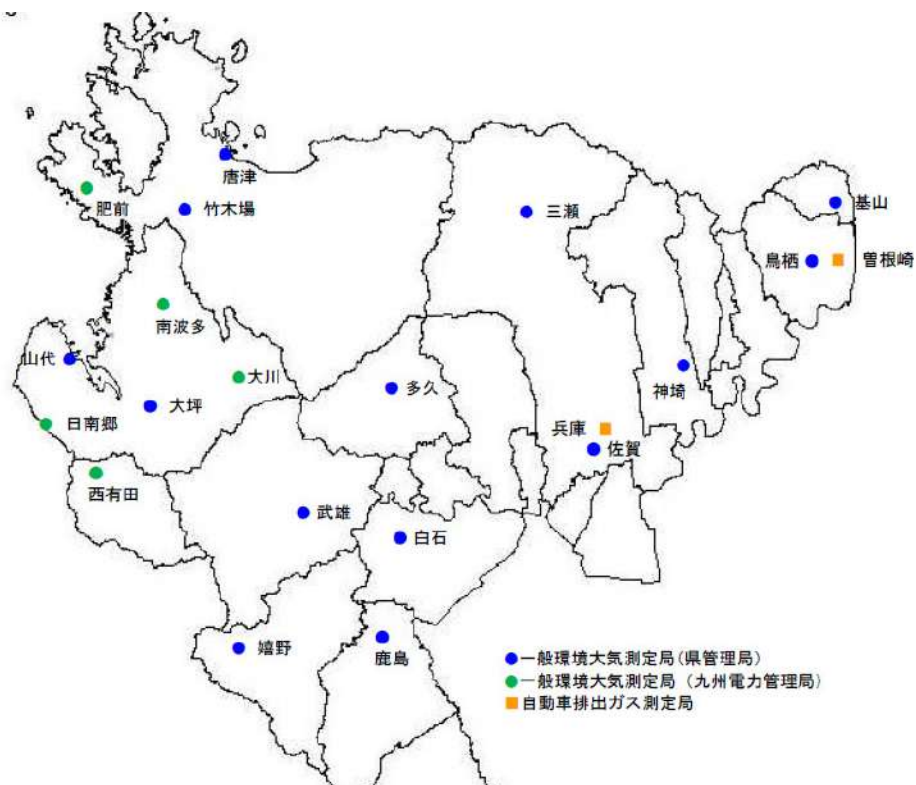
生活・快適環境

大気環境の保全および騒音・振動・悪臭の状況（本編 P. 39-42）

【大気環境の常時監視地点】

測定局			二酸化 いおう	一酸化 窒素	二酸化 窒素	窒素 酸化物	一酸化 炭素	光化学 オキシ ダント	非メタン 炭化 水素	メタン	全炭化 水素	浮遊 粒子状 物質	微小 粒子状 物質	風向・ 風速	局管理
分類	No.	測定局名	SO ₂	NO	NO ₂	NO _x	CO	O _x	NMHC	CH ₄	THC	SPM	PM _{2.5}	WD・WS	
一般環境 大気 測定局	1	佐賀	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	県
	2	神埼	○	○	○	○						○	○	○	県
	3	三瀬	○	○	○	○		○				○	○	○	県
	4	多久	○	○	○	○		○				○	○	○	県
	5	鳥栖	○	○	○	○		○				○	○	○	県
	6	基山	○	○	○	○		○				○		○	県
	7	唐津	○	○	○	○		○				○	○	○	県
	8	竹木場	○	◎	◎	◎						○		○	県
	9	肥前	◎	◎	◎	◎		○				◎	○	◎	九州電力
	10	大坪	○	○	○	○		○				○	○	○	県
	11	山代	○	○	○	○						○		○	県
	12	南波多	◎	◎	◎	◎						◎		◎	九州電力
	13	大川	◎	◎	◎	◎						◎		◎	九州電力
	14	日南郷	◎	◎	◎	◎						◎		◎	九州電力
	15	西有田	◎	◎	◎	◎		○				◎		◎	九州電力
	16	武雄	○	○	○	○		○				○	○	○	県
	17	白石	○	○	○	○						○	○	○	県
	18	鹿島	○	○	○	○		○				○	○	○	県
	19	嬉野	○	○	○	○		○				○	○	○	県
自動車 排出ガス 測定局	20	兵庫		○	○	○	○					○			県
	21	管根崎		○	○	○	○					○			県

○：県管理の測定項目 ◎：九州電力管理の測定項目

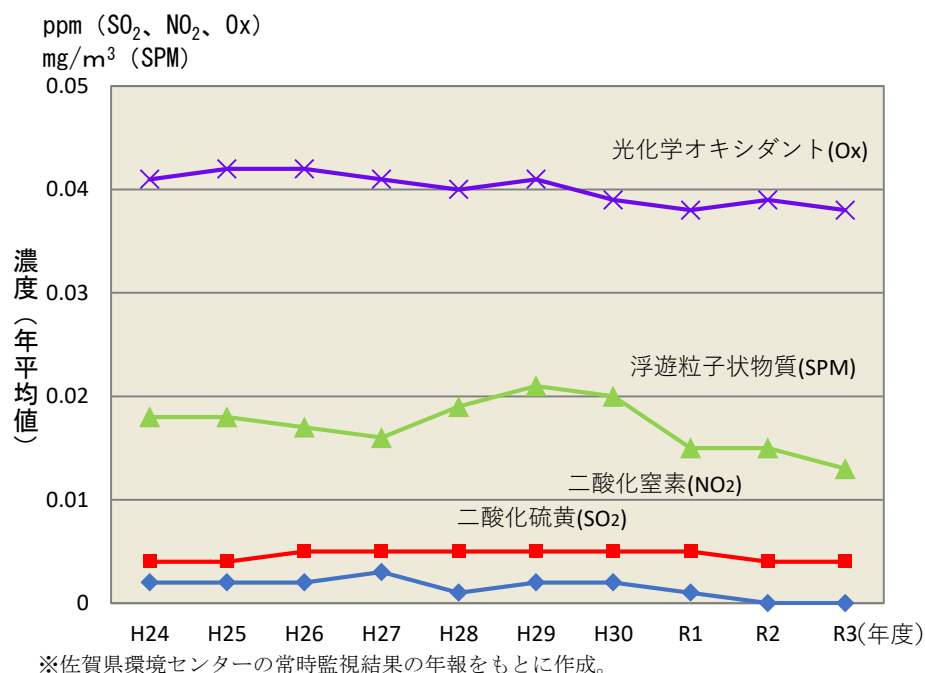


資料：令和3年度（2021年度）大気環境常時測定局一覧（佐賀県ホームページ）

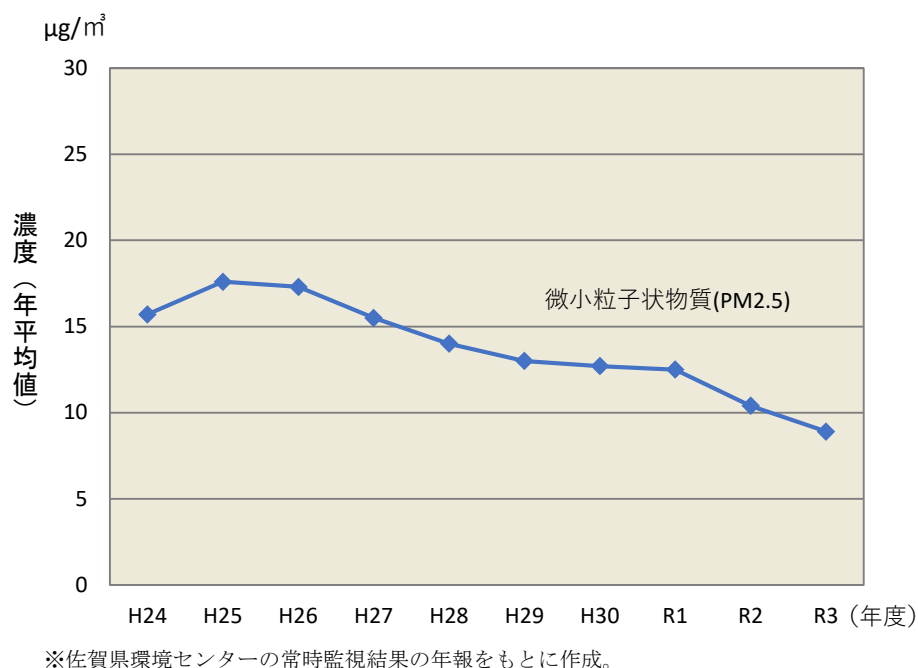
【大気の汚染に係る常時監視結果の長期データ（唐津局）】

本市では、佐賀県環境センターを基地とする唐津局、竹木場局、肥前局で大気汚染物質についての常時測定を行っており、光化学オキシダントを除いては、環境基準を達成しています。光化学オキシダントは全国的に環境基準未達成となっています。

●大気汚染に係る常時監視結果（SO₂、NO₂、SPM、O_x）の推移（唐津局）



●大気汚染に係る常時監視結果（PM2.5）の推移（唐津局）



【大気汚染物質の環境基準達成状況】

●二酸化硫黄（SO₂）

年度	短期的評価※ ¹			長期的評価※ ²		
	日平均値の 基準超過日数 (日)	1時間値の 基準超過時間数 (時間)	評価結果 ○：達成 ×：未達成	日平均値の 2%除外値※ ⁴ (ppm)	日平均値が 0.04ppmを超えた日 が2日以上連続した ことの有無	評価結果 ○：達成 ×：未達成
H24	0	0	○	0.005	無	○
H25	0	0	○	0.004	無	○
H26	0	0	○	0.005	無	○
H27	0	0	○	0.005	無	○
H28	0	0	○	0.003	無	○
H29	0	0	○	0.003	無	○
H30	0	0	○	0.004	無	○
R1	0	0	○	0.005	無	○
R2	0	0	○	0.002	無	○
R3	0	0	○	0.002	無	○
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下 かつ1時間値が0.1ppm以下。			1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える 日が2日以上連続した場合は非達成。		

※佐賀県環境センターの常時監視結果の年報をもとに作成。

●浮遊粒子状物質（SPM）

年度	短期的評価※ ¹			長期的評価※ ²		
	日平均値の 基準超過日数 (日)	1時間値の 基準超過時間数 (時間)	評価結果 ○：達成 ×：未達成	日平均値の 2%除外値※ ³ (mg/m ³)	日平均値が 0.01 mg/m ³ を 超えた日が2日以上 連続したことの有無	評価結果 ○：達成 ×：未達成
H24	0	0	○	0.049	無	○
H25	0	0	○	0.050	無	○
H26	0	0	○	0.047	無	○
H27	0	0	○	0.044	無	○
H28	0	0	○	0.041	無	○
H29	0	0	○	0.044	無	○
H30	0	0	○	0.041	無	○
R1	0	0	○	0.037	無	○
R2	0	0	○	0.044	無	○
R3	0	0	○	0.027	無	○
環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下 かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下。			1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える 日が2日以上連続した場合は非達成。		

※佐賀県環境センターの常時監視結果の年報をもとに作成。

●二酸化窒素 (NO₂)

年度	長期的評価※2	
	日平均値の98%値※4 (ppm)	評価結果 ○：達成 ×：未達成
H24	0.010	○
H25	0.011	○
H26	0.011	○
H27	0.011	○
H28	0.011	○
H29	0.010	○
H30	0.010	○
R1	0.010	○
R2	0.010	○
R3	0.009	○
環境基準	1日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内であるか、またはそれ以下。	

●光化学オキシダント (Ox)

年度	短期的評価※1	
	昼間の1時間値の基準超過時間数(時間)	注意報発令回数(回)
H24	563	0
H25	714	0
H26	677	0
H27	572	0
H28	498	0
H29	583	0
H30	377	0
R1	445	0
R2	381	0
R3	363	0
環境基準	1年間の昼間(5時～20時)すべての1時間値が0.06ppm以下。	

※両物質ともに佐賀県環境センターの常時監視結果の年報をもとに作成。

●微小粒子状物質 (PM2.5)

年度	【短期基準に関する評価】 日平均値の98%値※4 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	【長期基準に関する評価】 年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	評価結果 ○：達成 ×：未達成
H24	46.6	15.7	×
H25	48.9	17.6	×
H26	43.0	17.3	×
H27	38.6	15.5	×
H28	30.6	14.0	○
H29	32.1	13.0	○
H30	32.8	12.7	○
R1	30.8	12.5	○
R2	27.6	10.4	○
R3	21.3	8.9	○
環境基準	1日平均値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。	

※佐賀県環境センターの常時監視結果の年報をもとに作成。

※1 短期的評価は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について評価する。

※2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期に観察し、日平均値の2%除外値や日平均値の98%値で評価する。

※3 年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日の平均値が得られた場合は、 $365 \times 0.02 \div 7$ 日分)を除外した後の1日平均値の最高値。

※4 年間にわたる1日平均値のうち、低いほうから98%目に相当する日平均値(365日の平均値が得られた場合は、 $365 \times 0.98 \div 358$ 番目の値)。

【騒音測定結果（令和３年度）】

測定項目	地域の 類型	場所	昼間（dB） （６：００～２２：００）		夜間（dB） （２２：００～６：００）	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
	Ｂ	都市コミュニティセンター前	65	65	57	60
	Ｃ	文化体育館前	67	65	59	60
	Ｃ	市役所本庁前（幹線道路）	66	70	57	65

出典：唐津市の環境 令和３年度版

●環境基準に係る地域の類型

騒音についての環境基準は、「騒音規制法」に基づき、「地域の類型」および「時間の区分」ごとに定められています。

それぞれの類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定します。

地域の類型	
AA	AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
A 及び B	A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする
C	C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、「道路に面する地域」や「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表に関わらず、特例の基準を設けています。

【自動車騒音常時監視結果（令和３年度）】

路線名		国道 202 号		評価結果				
場所	唐津市浜玉町		評価対象 住宅等戸数	昼間・夜間 とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間 とも 基準値超過	
評価区間 延長	6.3km							
環境基準 (dB)	昼間 6：00～22：00	70	1,833 戸	1,722 戸 (93.9%)	0 戸 (0%)	71 戸 (3.9%)	40 戸 (2.2%)	
	夜間 22：00～6：00	65						

出典：唐津市の環境 令和３年度版

【振動測定地域の結果（令和３年度）】

指定区域の 種別	場所	昼間（dB） （８：００～１９：００）		夜間（dB） （１９：００～８：００）	
		測定値	要請限度	測定値	要請限度
第１種	都市コミュニティセンター前	32	65	25 未満	60
第２種	文化体育館前	44	70	36	65
第２種	市役所本庁前	37	70	30	65

出典：唐津市の環境 令和３年度版

●規制基準に係る指定区域の種別

振動についての規制基準は、「振動規制法」に基づき、「指定区域」および「時間の区分」ごとに定められています。

それぞれの区域の指定は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が行います。

指定区域の種別	
第１種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第２種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

【公害苦情件数】

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大気の苦情件数	0	0	0	0	0	1
騒音の苦情件数	2	1	7	1	5	3
振動の苦情件数	0	0	0	0	0	1
悪臭の苦情件数	9	12	19	10	17	11

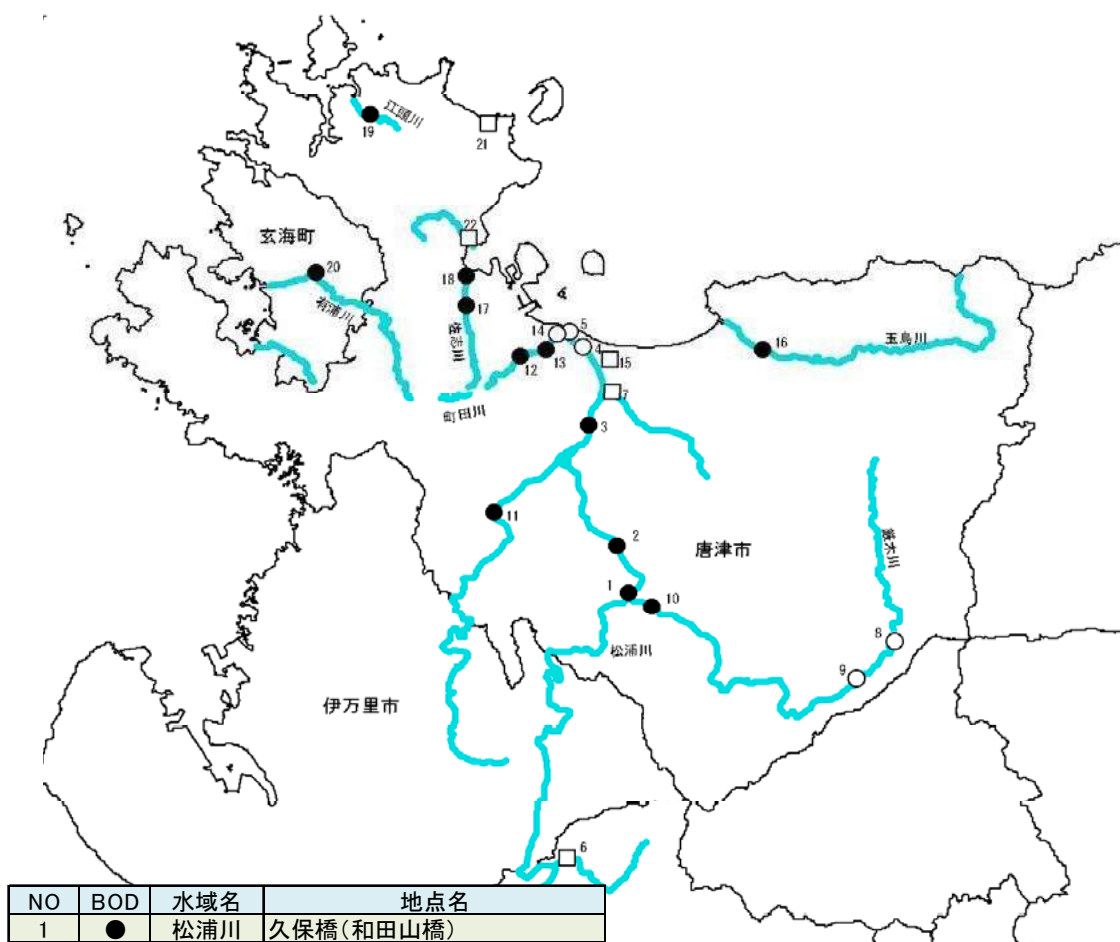
出典：唐津市の環境 令和３年度版

公共用水域および地下水の水質の現状（本編 P. 43-45）

【唐津市内の公共用水域の水質調査地点】

公共用水域および地下水の水質測定計画で定められている測定地点（河川調査）

●松浦川水系



NO	BOD	水域名	地点名
1	●	松浦川	久保橋(和田山橋)
2	●	松浦川	荒瀬橋(牟田部)
3	●	松浦川	潮止橋(久里橋)
4	○	松浦川	松浦橋
5	○	松浦川	舞鶴橋
6	□	川古川	毘沙門橋
7	□	半田川	半田川橋
8	○	巖木川	古川橋
9	○	巖木川	観音橋
10	●	巖木川	山崎橋(浦の川橋)
11	●	徳須恵川	田中川合流地点(徳須恵橋)
12	●	町田川	長松橋
13	●	町田川	町田橋
14	○	町田川	千代田橋
15	□	北牟田川	北牟田橋
16	●	玉島川	岡口橋
17	●	佐志川	汐入橋上井堰
18	●	佐志川	佐志・八幡橋中間点
19	●	江頭川	横竹橋
20	●	有浦川	有浦橋
21	□	橋本川	鞍橋
22	□	浦川	唐房橋

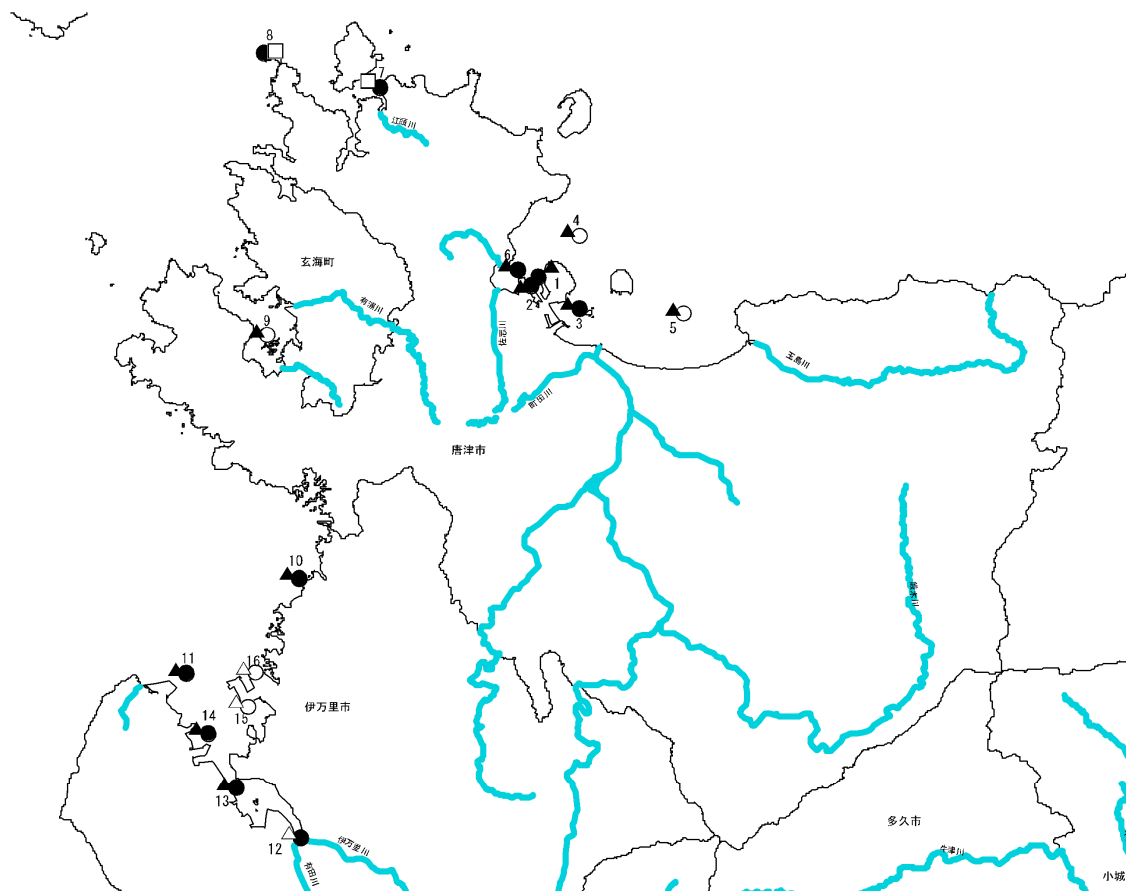
凡例

- 環境基準点
- 補助地点
- その他の地点

（資料：令和2年度（2020年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果（佐賀県ホームページ））

公共用水域及び地下水の水質測定計画で定められている測定地点（海域調査）

●玄海



NO	COD	NP	水域名	地点名
1	●	▲	唐津湾(2)	水産加工センター地先右岸200m
2	●	▲	唐津湾(2)	水産加工センター地先左岸200m
3	●	▲	玄海	唐津湾東
4	○	▲	玄海	高島・相賀中間点
5	○	▲	玄海	高島・浜崎中間点
6	●	▲	玄海	唐津湾西
7	●	□	玄海	呼子港
8	●	□	玄海	波戸岬
9	○	▲	玄海	仮屋湾中央
10	●	▲	玄海	福島大橋
11	●	▲	玄海	福田・浦ノ先中間点
12	●	△	伊万里湾(2)	有田・伊万里川合流点
13	●	▲	伊万里湾(2)	木須・楠久中間点
14	●	▲	伊万里湾(2)	久原貯木場
15	○	△	伊万里湾(2)	黒川湾内
16	○	△	伊万里湾(2)	スミセ北

凡例	
●	COD 環境基準点
○	COD 補助地点
▲	NP 環境基準点
△	NP 補助地点
□	NP その他の地点

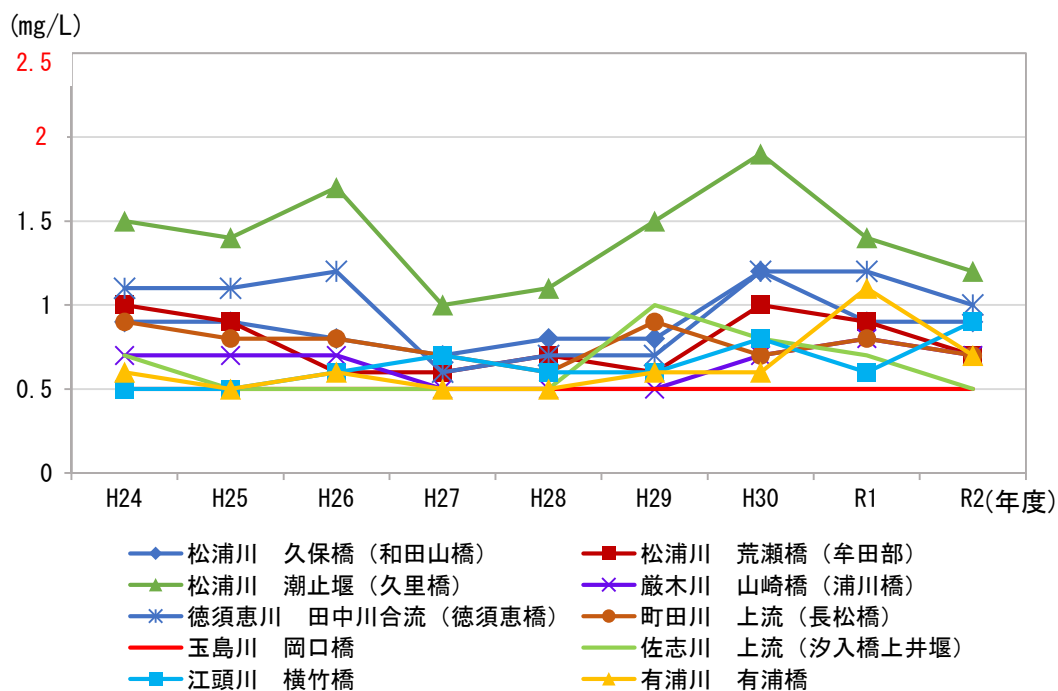
(資料：令和2年度(2020年度)公共用水域及び地下水の水質測定結果(佐賀県ホームページ))

【唐津市内の河川水質（BOD75%値）の推移】

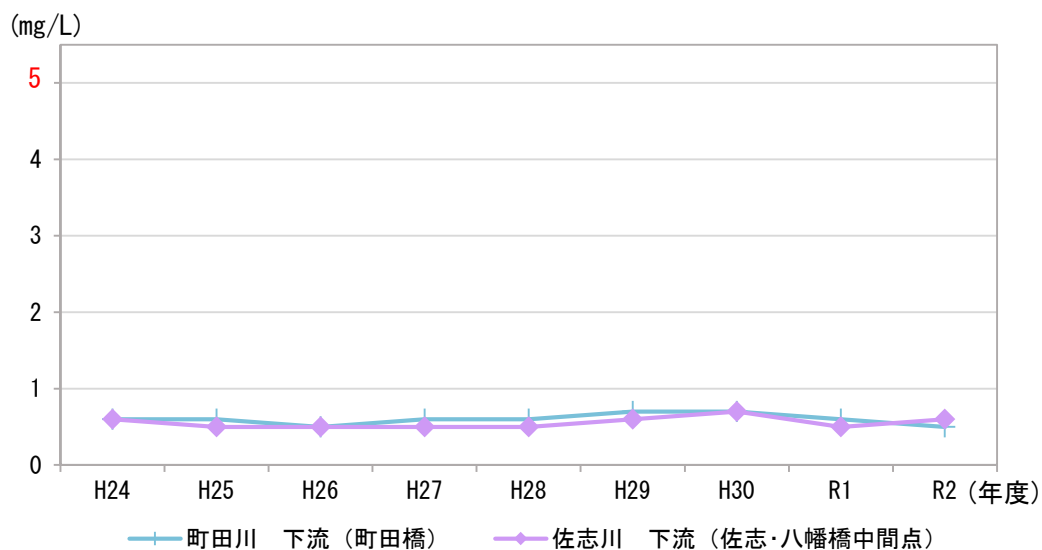
河川の汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準は、当該地域の水質汚濁の状況や利用目的などを基に指定される「水域類型」ごとに定められています。

本市の河川水質は、全ての箇所環境基準値以下となっています。

① 水域類型 A（環境基準：2 mg/L 以下）



② 水域類型 C（環境基準：5 mg/L 以下）



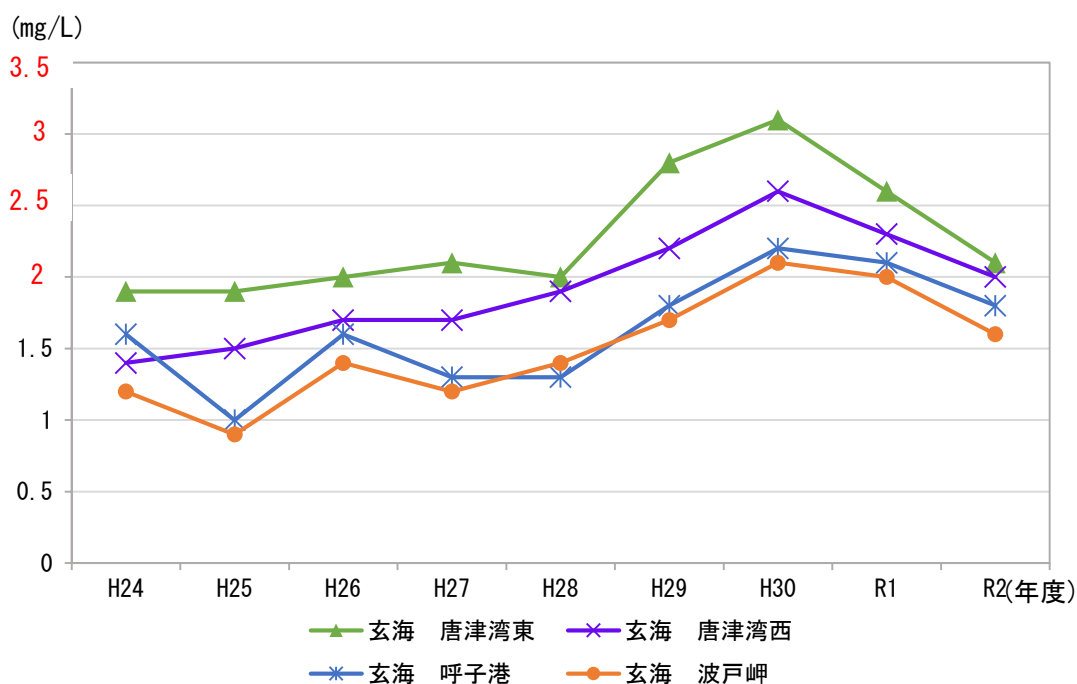
（資料：令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（佐賀県ホームページ））

【唐津市内の海域水質（COD75%値）の推移】

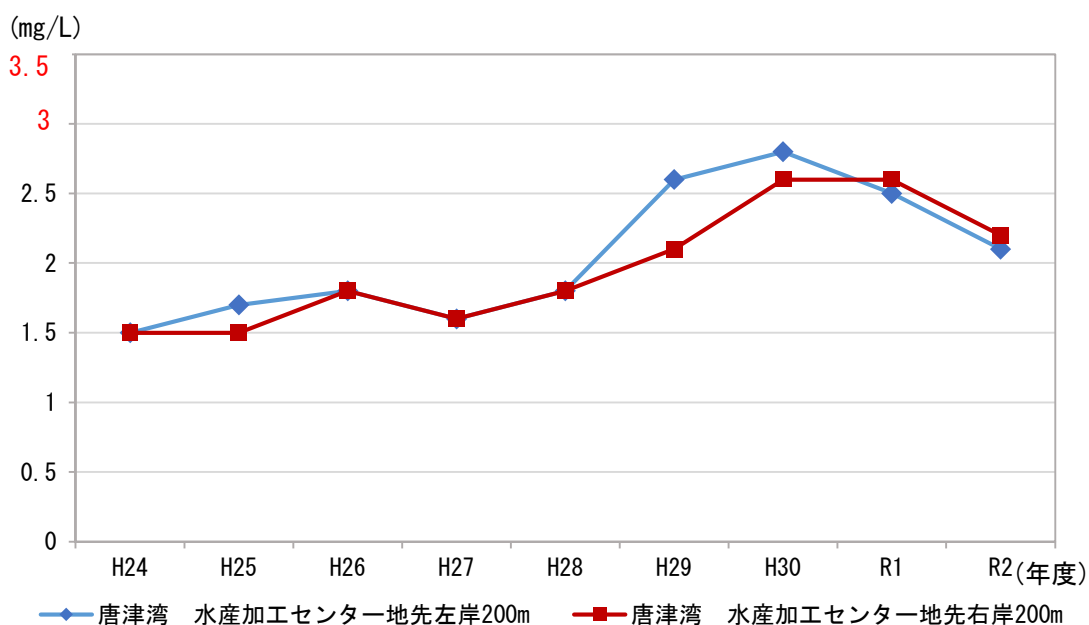
海域の汚濁指標である COD（化学的酸素要求量）の環境基準は、当該地域の水質汚濁の状況や利用目的などを基に指定される「水域類型」ごとに定められています。

本市の海域水質は、平成 24 年度以降、唐津湾東（唐津城地先）では 5 回、唐津湾西（幸多里沖）では 4 回、呼子港では 2 回、波戸岬では 1 回環境基準値を超えています、それ以外の地点では全て環境基準値以下となっています。

①水域類型 A（環境基準：2 mg/L 以下）



②水域類型 B（環境基準：3 mg/L 以下）



（資料：令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（佐賀県ホームページ））

【生活環境に関する環境基準】

●河川

類型 利用目的 の適応性	AA	A	B	C	D	E
項目	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以 下の欄に掲げ るもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	工業用水 3 級 環境保全
BOD	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下

- ① 自然環境保全 : 国立公園等、自然探勝を行える環境が保全されている
- ② 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行えば飲める程度
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行えば飲める程度
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度な浄水操作を行えば飲める程度
- ③ 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物が漁獲できる程度
水産 2 級 : サケ科魚類、アユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産 3 級の水産生物が漁獲できる程度
水産 3 級 : コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度
- ④ 工業用水 1 級 : 沈殿等、通常の浄水操作を行えば工業用水に利用できる程度
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行えば工業用水に利用できる程度
工業用水 3 級 : 特殊な浄水操作を行えば工業用水に利用できる程度
- ⑤ 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度の環境

●海域

類型 利用目的 の適応性	A	B	C
項目	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下 の欄に掲げるもの	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	環境保全
COD	2mg/L 以下	3mg/L 以	8mg/L 以下

- ① 自然環境保全 : 国立公園等、自然探勝を行える環境が保全されている
- ② 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産 2 級の水産生物が漁獲できる程度
水産 2 級 : ポラ、ノリ等の水産生物が漁獲できる程度
- ③ 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度の環境

【生活排水の適正処理の状況】

汚水衛生処理率とは、下水道法上の下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティプラント（地域し尿処理施設）、浄化槽などにより、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を示したもので、本市では年々その数値が上昇しています。

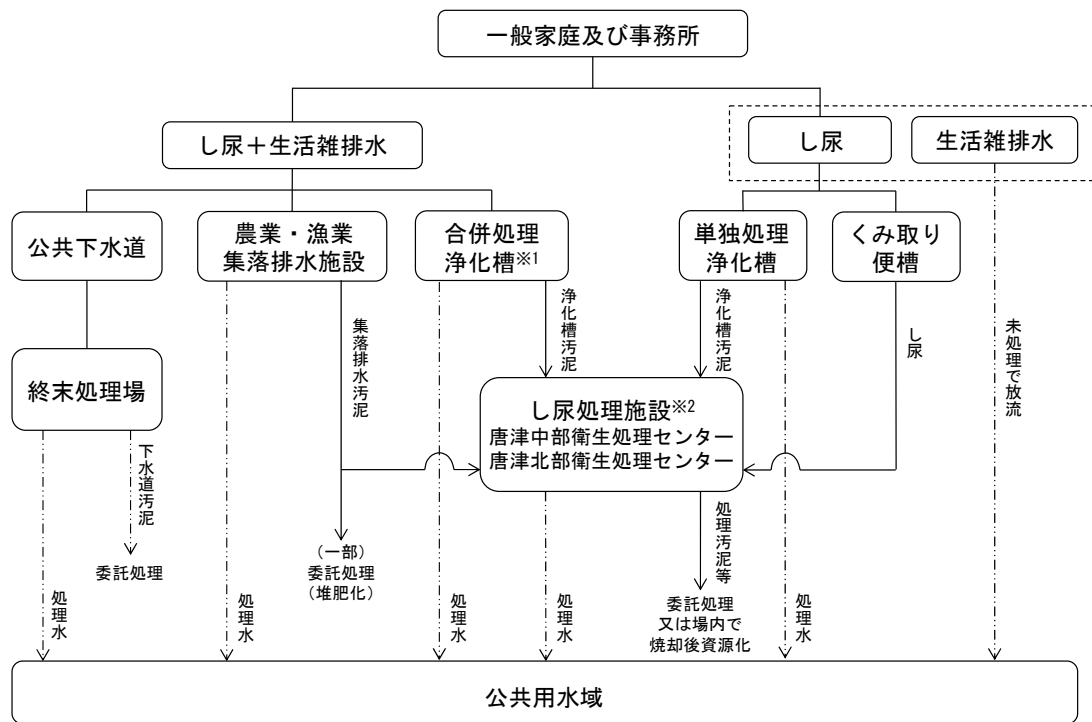
●汚水衛生処理率の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2
汚水衛生処理率※（％）	82.4	84.0	85.5	86.6	87.3

※汚水衛生処理率＝（下水道処理人口＋農業・漁業集落排水施設等処理人口＋合併処理浄化槽人口
＋コミュニティプラント処理人口）／計画処理区域内人口

下水道、集落排水施設等処理人口は、実際に利用している人口であり、下水道などが整備済の区域であっても接続されていない人口は除かれている。また、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口も除かれている。
（資料：一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）（第 1 回中間見直し 令和 3 年 3 月））

●生活排水の処理体系



(資料：一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）（第 1 回中間見直し 令和 3 年 3 月）)

【水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づく、地下水水質の状況】

本市では、県と協力して継続的に地下水の調査を行っています。令和 2 年度には、継続監視調査において、1 本の調査井戸で環境基準を超える数値が観測されました。

●唐津市における地下水の調査結果（令和 2 年度）

概況調査	調査井戸数(本)	調査結果
一般	2	環境基準を達成した。
定点・国	0	—
定点・市町	1	環境基準を達成した。
汚染井戸周辺地区調査	0	—
継続監視調査	8	1 本の井戸でテトラクロロエチレンが環境基準を超過した。
再度汚染井戸周辺地区調査	0	—
合計	11	

(資料：令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（佐賀県ホームページ）)

化学物質の環境リスク対策の現状（本編 P. 46-48）

本市では、県と協力してダイオキシン類や玄海原子力発電所周辺の環境放射能の調査・監視を行っています。

ダイオキシン類については、平成 28 年度以降、環境基準を達成しています。

【ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく環境中のダイオキシン類調査の実施状況】

●環境中ダイオキシン類の調査結果（令和 2 年度）（唐津市内）

大気				
調査地点 （一般環境調査）	調査結果（pg-TEQ/m ³ ）			環境基準
	7 月	1 月	平均	
唐津市二太子 （西唐津中学校）	0.0055	0.0045	0.0050	0.6 以下

水質及び底質（河川・湖沼）				
調査地点	水質（pg-TEQ/L）		底質（pg-TEQ/g）	
	測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
松浦川（久里橋）	0.15	1 以下	1.6	150 以下

水質及び底質（海域）				
調査地点	水質（pg-TEQ/L）		底質（pg-TEQ/g）	
	測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
唐津湾 （唐津湾東）	0.043	1 以下	2.7	150 以下

土壌		
調査地点	測定結果	環境基準 （pg-TEQ/g）
該当なし	—	1,000 以下

（資料：令和 2 年度ダイオキシン類調査結果（佐賀県ホームページ））

●環境中ダイオキシン類の環境基準達成状況

年度		H28	H29	H30	R1	R2
ダイオキシン類の 基準達成状況	大気	達成	達成	達成	達成	達成
	水質・底質	達成	達成	達成	達成	達成

※佐賀県のダイオキシン類調査結果をもとに整理した。

街の環境保全の状況（本編 P. 49-51）

本市では、平成 27 年度より、都市公園施設の再整備が継続的に進められています。

また、本市の都市公園・都市緑地面積は、平成 24 年以降維持しており、市民が自然とのふれあう場を確保しています。

【都市公園施設の再整備箇所数】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
都市公園施設の再整備箇所数(箇所)	9	12	19	25	26

【都市公園・都市緑地面積、1人あたりの都市公園・都市緑地面積】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
計画決定面積（ha）	123.65	123.85	123.85	123.85	123.65
開設面積（ha）	69.93	69.93	69.93	69.93	69.94
1人あたりの開設面積（m ² /人）	5.6	5.7	5.7	5.8	6.0
行政区域内人口（人）	124,431	123,107	121,890	120,513	117,373

※行政区域内人口は各年度 3 月 31 日人口。
（資料：唐津市の各種統計情報）

空き家対策の状況（本編 P. 51）

現在、佐賀県全体で空き家の戸数が増加しており、本市では、平成 26 年 4 月 1 日に施行された「唐津市空き家等の適正管理に関する条例」に基づいて空き家対策に取り組んでいます。

【空き家の戸数と空き家率の推移】

年度		H10	H15	H20	H25	H30
佐賀県	佐賀県空き家率（％）	8.2	9.4	11.1	12.8	14.3
	佐賀県空き家戸数（戸）	24,700	28,400	35,700	43,300	50,300
唐津市	唐津市空き家率（％）	－	－	11.7	13.3	15.8
	唐津市空き家戸数（戸）	－	－	5,500	6,790	8,020

出典：佐賀県内の空き家の推移（住宅数概数集計）

住宅・土地統計調査（H30）

【空き家の解決件数】

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き家の解決件数(件)	累計	76	82	87	102	132	150
	単年度 増加分	14	6	5	15	30	18

資源循環

ごみの減量化・リサイクルの取り組み状況（本編 P. 53-56）

本市の年間ごみ排出量は、平成 28 年度以降、39,000t 前後で推移しており、1 人 1 日当たりの排出量は増加傾向にあります。また、リサイクル率については、令和 2 年度は 14.38% であり、平成 28 年度以降、15% 前後で推移しており、全ての年度で佐賀県全体のリサイクル率を下回っています。

【ごみ排出量の推移】

年度			H28	H29	H30	R1	R2
年間排出量	家庭系ごみ	(t)	26,751	26,684	26,716	26,997	27,052
	事業系ごみ		11,890	13,975	12,882	12,228	11,674
	集団回収		504	504	391	365	331
	合計		39,145	41,163	39,989	39,590	39,057
排出原単位	1 人 1 日あたり排出量 (g/人・日)		861.9	916.1	898.8	900.0	896.6
	1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)		589.0	593.8	600.5	613.7	621.0
	1 日あたり事業系ごみ排出量 (t/日)		32.6	38.3	35.3	33.5	32.0
行政区域内人口 (人)			124,431	123,107	121,890	120,513	119,341

※ごみ排出量は一般廃棄物処理実態調査をもとに整理。

※排出原単位の算出方法は以下のとおり。

- ・1 人 1 日あたり排出量＝年間排出量の合計÷行政区域内人口÷365 日
- ・1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量＝年間の家庭系ごみ排出量÷行政区域内人口÷365 日
- ・1 日あたり事業系ごみ排出量＝年間の事業系ごみ排出量÷365 日

（資料：一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）（第 1 回中間見直し 令和 3 年 3 月））

【リサイクル率の推移】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
唐津市 (%)	13.36	17.80	14.99	13.52	14.38
佐賀県 (%)	20.69	20.76	20.06	19.75	19.67

※一般廃棄物処理実態調査をもとに整理。

一般廃棄物の処理体制の状況（本編 P. 58-59）

本市では、協力団体によるパトロールや看板の設置、呼びかけなどにより不法投棄防止に努めています。

本市の不法投棄防止活動協力団体数は、平成 24 年度以降 11 団体が維持されており、継続して活動が行われています。

【不法投棄防止活動協力団体数の推移】

年度	H 27	H 28	H 29	H30	R1	R2
不法投棄防止活動協力団体数（団体）	11	11	11	11	11	11

環境教育・環境学習

社会における教育・学習の取り組みの状況（本編 P. 60-64）

【ラブアース・クリーンアップの実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ラブアース・クリーンアップ の参加人数（人）	4,138	天候不良 により 中止	4,052	3,806	4,042	コロナ により 中止

出典：唐津市の環境 令和2年度版

【唐津市うみ・やま・かわ環境調和のまちづくり事業採択団体数】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
自然環境保全事業採択団体数	18				
地球温暖化防止事業採択団体数	0				
循環型社会形成事業採択団体数	0				
環境教育事業採択団体数	5				
国際環境保全事業採択団体数	0				
環境保護・環境美化事業		21	20	26	25
環境企画・環境教育事業		7	7	4	5
環境団体の自主事業の構築・確立事業		0	0	0	1
合計	23	28	27	30	31

※平成29年度より、以下の事業区分に変更。

(1) 環境保護・環境美化事業 (2) 環境企画・環境教育事業 (3) 環境団体の自主事業の構築・確立事業

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

温室効果ガス排出量の推移と将来予測（本編 P. 70-72）

【温室効果ガス排出量の算定方法】

部門	分類	算定手法	算定式※
産業部門	製造業	環境省公表資料 【標準的手法】 都道府県別按分法	製造業炭素排出量（佐賀県） × 製造品出荷額の比（唐津市/佐賀県）× 44 ÷ 12
	建設・鉱業		建設業・鉱業炭素排出量（佐賀県） × 従業者数の比（唐津市/佐賀県）× 44 ÷ 12
	農林漁業		農林業炭素排出量（佐賀県） × 従業者数の比（唐津市/佐賀県）× 44 ÷ 12
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業など		業務その他部門の炭素排出量（佐賀県） × 従業者数の比（唐津市/佐賀県）× 44 ÷ 12
家庭部門	家庭など		家庭部門の炭素排出量（佐賀県） × 世帯数の比（唐津市/佐賀県）× 44 ÷ 12
運輸部門	自動車（旅客）	環境省公表資料 【標準的手法】 全国按分法	運輸部門（自動車）の炭素排出量（全国） × 自動車保有台数の比（唐津市/全国）× 44 ÷ 12
	自動車（貨物）		運輸部門（鉄道）の炭素排出量（全国） × 人口（唐津市/全国）× 44 ÷ 12
	鉄道		運輸部門（船舶）の炭素排出量（全国） × 入港船舶総トン数（唐津市/全国）× 44 ÷ 12
	船舶		
廃棄物	一般廃棄物プラスチックなどの焼却	マニュアル	一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（唐津市）× 排出係数 ＋ 一般廃棄物中の合成繊維の焼却量（唐津市）× 排出係数
畜産	牛、豚の反すう		飼養頭数（唐津市）× 単位飼養頭数あたりの排出係数

※エネルギー起源 CO₂ の算定式において炭素排出量は炭素の重量(t-C)で示されています。

CO₂ 排出量に換算するため、炭素(C:12)と二酸化炭素(CO₂:44)の分子量比(44/12)を乗じます。

環境省マニュアルに基づき、温室効果ガス排出量と相関の大きい人口などを活動量として設定し、直近年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化率を乗じることで推計しました。

【温室効果ガス排出量の将来推計】

部門	活動量	推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額など
	建設・鉱業	従業者数
	農林漁業	従業者数
業務その他部門	従業者数	現状維持として推計
家庭部門	世帯数	「唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の値を用いて推計
運輸部門	自動車（旅客）	人口と同様に推移するものとして推計
	自動車（貨物）	過去の実績値の回帰分析により推計
	鉄道	人口と同様に推移するものとして推計
	船舶	過去の実績値の回帰分析により推計
廃棄物	一般廃棄物プラスチックなどの焼却	人口と同様に推移するものとして推計
畜産	牛、豚の反すう	過去の実績値の回帰分析により推計

国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策について、削減見込量の推計を行っています。これに基づいて、本市の温室効果ガス排出量の削減見込量を推計しました。

【削減見込量の推計】

部門	主な対策内容	2020～2030 年度 削減見込量 (千 t-CO ₂)
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器などの導入促進	10.0
	業種間連携省エネルギーの取り組み推進	0.4
	燃料転換の推進	1.2
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	1.2
業務その他部門	建築物の省エネルギー化	7.8
	高効率な省エネルギー機器の普及・トップランナー制度などによる機器の省エネルギー性能向上	3.5
	BEMS の活用、省エネルギー診断などを通じた徹底的なエネルギー管理の実施	3.5
	廃棄物処理における取り組み	0.3
家庭部門	住宅の省エネ化	4.6
	高効率な省エネルギー機器の普及	3.3
	トップランナー制度などによる機器の省エネ性能向上	2.6
	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	4.6
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.2
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	26.3
	公共交通機関および自転車の利用促進	1.1
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	3.0
合計		73.5

唐津市地域気候変動適応計画（適応策）

既に生じている影響と将来予測される影響（本編 P. 78-80）

本市において影響が大きいと考えられる項目について、国の「気候変動影響評価報告書」などをもとに、既に生じている影響と将来予測される影響について整理しました。

【農林水産業】

項目		現在の状況	将来予測される影響
農業	水稻	- 品質の低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下など） - 収量の減少	- 一等米比率の低下 3℃までの気温上昇では収量が増加、それ以上の高温で減収
	野菜など	- 収穫期が早まり、生育障害の発生頻度の増加など - 根菜類の生育不良や発芽不良など - イチゴの花芽分化や花芽形成の不安定化	- 露地野菜、施設野菜の収量、品質の低下 - 計画的な出荷の難航
	果樹	- カンキツの浮皮、リンゴ・ブドウの着色不良、日焼け、ニホンナシの発芽不良など - 果実の軟化傾向、貯蔵性の低下	ブドウの生育障害の発生
	麦、大豆、飼料作物など	- 小麦の栽培時期の変化 - 大豆の品質低下など	- 小麦の凍霜害リスクの増加、タンパク質含量の低下など - 大豆の乾物重、子実重、収穫指数の減少
	畜産	- 成育や肉質の低下 - 産卵率や卵重の低下 - 乳用牛の乳量・乳成分の低下 - 家畜の死亡・廃用頭羽数被害	肥育去勢豚、肉用鶏の成長への影響
	病害虫・雑草など	害虫などの分布域拡大	- 害虫被害の増大、病害の増加 - 雑草の定着可能域拡大
	農業生産基盤	- 農業生産基盤に影響を及ぼす降水量の増加 - 田植え時期や用水時期の変更など、水資源利用方法への影響	- 農業水利施設の取水への影響 - 洪水による農地被害リスクの増加
林業	木材生産（人工林など）	- スギの衰退現象 - 病害虫被害の地域の拡大	- スギ人工林の脆弱性の増加、炭素蓄積量、炭素吸収量の低下 - アカマツの成長抑制
水産業	回遊性魚介類（魚類などの生態）	- 海洋の昇温による漁獲可能量の減少 - 海洋生物の分布域の変化 - 上記の変化に伴う、加工業や流通業への影響	- 日本周辺海域の回遊性魚介類については、分布回遊範囲および体のサイズの変化 - 海洋酸性化によるカニ類への影響
	増養殖業	- 天然ワカメの不漁 - 養殖ワカメの減収や食害 - 藻場の減少や構成種の変化 - 有害有毒プランクトンの分布域の拡大	- 藻場の変化に伴い、アワビなどの磯根資源の漁獲量が減少 - ワカメ養殖の芽だし時期の遅延と漁期の短縮 - 赤潮発生による二枚貝のへい死リスクの上昇

【水環境・水資源】

項目		現在の状況	将来予測される影響
水環境	河川	・水温上昇に伴う水質変化	・浮遊砂量の増加、土砂生産量の増加 ・溶存酸素量の低下、藻類の増加による異臭味の増加など
水資源	水供給 (地表水)	・渇水による給水制限の実施 ・渇水による維持用水への影響	・渇水の深刻化
	水供給 (地下水)	・渇水時の過剰な地下水の採取による地盤沈下の進行	・海面上昇による地下水の塩水化
	水需要	・農業分野での高温障害対策による水使用量の増加	・農業用水の需要増加

【自然生態系】

項目		現在の状況	将来予測される影響
陸域生態系	里地・里山生態系	・モウソウチク・マダケの分布拡大	・モウソウチクとマダケの分布域の拡大 ・アカシデ、イヌシデなどの二次林種の分布適域の縮小
	人工林	・水ストレスの増大によるスギ林の衰退	・スギ人工林の脆弱性の増加 ・スギ人工林の一次生産量の減少
	野生鳥獣被害	・ニホンジカやイノシシの分布域拡大 ・植生への食害、剥皮被害などの影響	・ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域拡大
淡水生態系	河川	・魚類の繁殖時期の早期化・長期化	・大規模な洪水の頻度増加による濁度成分の河床環境への影響、魚類、底生動物、付着藻類などへの影響 ・水温上昇、溶存酸素減少に伴う河川生物への影響
	湿原	・湿度低下や蒸発散量の増加などによる乾燥化	・低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移、蒸発散量の増加
沿岸生態系	温帯・亜寒帯	・低温性の種から高温性の種への遷移 ・海洋酸性化の進行 ・溶存酸素の低下傾向 ・海鳥の一部について個体数の長期的な減少傾向	・低温種から高温種への移行 ・海洋酸性化による脆弱性の高い海洋生態系へのリスク ・藻場生態系の劣化 ・自然景観や漁獲対象種などに依存した地域文化への影響 ・海岸域の塩性湿地帯などへの影響
海洋生態系		・親潮域と混合水域における植物プランクトンの現存量と一時生産力の減少 ・亜表層域における溶存酸素濃度の低下	・植物プランクトンの現存量の変動 ・海洋保護区における気候変動への影響
その他	生物季節	・植物の開花、動物の初鳴きの早期化	・生物種間のさまざまな相互作用への影響
	分布・個体群の変動	・野生鳥獣の分布拡大による生態系サービスへの影響	・種の移動、局地的な消滅 ・種の絶滅を招く可能性 ・侵略的外来生物の進入・定着確率の増加

【自然災害・沿岸域】

項目		現在の状況	将来予測される影響
河川	洪水	・大雨発生頻度の増加 ・洪水氾濫と内水氾濫の同時発生	・洪水を起こしうる大雨の増加 ・洪水ピーク流量および氾濫発生確率の増加
	内水	・内水被害の頻発化	・内水被害をもたらす大雨の増加 ・浸水時間の長期化 ・農地などへの浸水被害
沿岸	海面水位の上昇	・海面水位の上昇傾向	・海面水位の上昇 ・高潮、高波による被災リスクの増加 ・沿岸施設の損傷および生態系への影響
	高潮・高波	・極端な高潮位の発生の増加 ・高波の発生頻度の増加	・高潮の浸水リスクの増加 ・高波のリスク増大
	海岸浸食	該当なし	・砂浜の消失 ・波高の増加
山地	土石流、地すべりなど	・土砂災害の年間発生件数の増加 ・特徴的な降雨による土砂災害の形態の変化	・集中的な崩壊、がけ崩れ、土石流などの頻発、山地や斜面周辺地域の社会生活への影響 ・土砂・洪水氾濫の発生頻度の増加 ・深層崩壊などの大規模現象の増加による直接的、間接的影響の長期化
その他 (強風など)	強風など	・急速に発達する低気圧の強度増加	・強い竜巻頻度の増加 ・強風や強い熱帯低気圧の増加 ・中山間地域における風倒木災害の増大

【健康】

項目		現在の状況	将来予測される影響
暑熱	死亡リスク	・気温の上昇による超過死亡の増加	・熱ストレス超過死亡数の増加
	熱中症	・熱中症搬送人員の増加 ・熱中症死亡者数の増加 ・作業中の熱中症による死亡者数の増加	・熱中症発生率の増加 ・屋外労働時間への影響 ・特に高齢者への影響の深刻化
感染症	節足動物媒介感染症	・デング熱の発生リスク ・ダニなど媒介感染症の増加	・疾患の発生リスクの増加
	その他の感染症	該当なし	・感染症類の季節性の変化や発生リスクの変化

【産業・経済活動】

項目		現在の状況	将来予測される影響
製造業		・大雨発生回数の増加による水害リスクの増加 ・国内の製造業への影響	・海面水位の上昇による事業所への影響
エネルギー	エネルギー需給	・猛暑により事前の想定を上回る電力需要 ・強い台風などによるエネルギー供給の停止	・冷房負荷の増加
金融・保険		・損害保険の支払額の著しい増加	・自然災害とそれに伴う保険損害が増加し、保険金支払額の増加、再保険料の増加
観光業	レジャー	・自然災害による旅行者への影響	・夏季の観光快適度の低下 ・砂浜減少による海岸部レジャーへの影響
	自然資源を利用したレジャー		
建設業		・暑中コンクリート工事の適用期間の長期化 ・建設現場における熱中症災害の発生率の増加	・夏季における建築物の空調熱負荷の増加

【国民生活・都市計画】

項目		現在の状況	将来予測される影響
都市インフラ・ライフラインなど	水道、交通など	・大雨、台風、渇水などによる各種インフラ・ライフラインへの影響 ・交通網の寸断や孤立集落の発生、電気・ガス・水道のライフラインの寸断 ・発電施設の稼働停止や浄水場施設の冠水、廃棄物処理施設の浸水などの被害 ・取水制限や断水の発生、高波による道路の交通障害など	・電気、水供給サービスのようなインフラ網や重要なサービスの機能停止 ・水質管理への影響 ・都市ガス供給への支障 ・極端な降雨による交通・通信インフラへの影響
文化・歴史など	生物季節伝統行事、地場産業など	・サクラなどの動植物の生物季節の変化 ・生物季節の変化による地元の祭り行事への影響	・サクラを観光資源とする地域への影響
その他	暑熱による生活への影響など	・ヒートアイランド現象の進行 ・降水量の短期的な増加 ・熱ストレスの増大 ・熱中症リスクの増大、睡眠障害	・ヒートアイランド現象の進行 ・暑さ指数の上昇 ・都市生活への影響 ・熱ストレス増加による経済損失の発生

気候変動の影響評価（本編 P. 78-80）

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、本市で考えられる気候変動の影響について、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「市民生活・都市生活」の7つの分野について、国の評価を参考に、「重大性」、「緊急性」、「確信度」のそれぞれの観点ごとに気候変動による影響を整理しました。

【重大性】

①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・曝露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、専門家判断により、「特に重大な影響が認められる」「影響が認められる」「現状では評価できない」の3段階の評価を行っています。例えば、人命の損失を伴う、文化的資産に不可逆な影響を与える、といった場合は「特に重大な影響が認められる」と評価されます。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに、3段階（「緊急性は高い」「緊急性は中程度」「緊急性は低い」）で評価し、緊急性の高い方を採用しています。例えば、既に影響が生じている場合などは「緊急性は高い」と評価され、21世紀中頃までに影響が生じる可能性が高い場合は「緊急性は中程度」と評価されます。

【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれの視点により、3段階（「確信度は高い」「確信度は中程度」「確信度は低い」）で評価しています。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解一致度が高くても、「確信度は中程度」以下に評価されることがあります。

【気候変動における影響評価（1）】

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度
農業・ 林業・ 水産業	農業	水稻	●	●	●
		野菜など	◆	●	▲
		果樹	●	●	●
		麦・大豆・飼料作物など	●	▲	▲
		畜産	●	●	▲
		病害虫・雑草など	●	●	●
		農業生産基盤	●	●	●
	林業	木材生産（人工林など）	●	●	▲
	水産業	回遊性魚介類（魚類などの生態）	●	●	▲
		増養殖業	●	●	▲

※凡例は以下の通りです。

【重大性】 ●：特に重大な影響が認められる、◆：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性】 ●：高い、▲：中程度、■：低い、－：現状では評価できない

【確信度】 ●：高い、▲：中程度、■：低い、－：現状では評価できない

【気候変動における影響評価（２）】

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度
水環境・水資源	水環境	河川	◆	▲	■
		沿岸域および閉鎖性海域	◆	▲	▲
	水資源	水供給（地表水）	●	●	●
		水供給（地下水）	●	▲	▲
		水需要	◆	▲	▲
自然生態系	陸域生態系	里地・里山生態系	◆	●	■
		人工林	●	●	▲
		野生鳥獣の影響	●	●	■
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■
		河川	●	▲	■
		湿原	●	▲	■
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■
	その他	生物季節	◆	●	●
		分布・個体群の移動（在来種）	●	●	●
		分布・個体群の移動（外来種）	●	●	▲
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●
		内水	●	●	●
	沿岸	海面上昇	●	▲	●
		高波・高潮	●	●	●
		海岸浸食	●	▲	●
	山地	土石流・地すべりなど	●	●	●
	その他	強風など	●	●	▲
健康	暑熱	死亡リスクなど	●	●	●
		熱中症など	●	●	●
	感染症	節足動物媒介感染症	●	●	▲
産業・経済活動	製造業	製造業	◆	■	■
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲
	観光業	レジャー	◆	▲	●
		自然資源を活用したレジャーなど	●	▲	●
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフラインなど	水道、交通など	●	●	●
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業など	◆	●	●
		生物季節 地場産業	—	●	▲
	その他	暑熱による生活への影響など	●	●	●

※凡例は以下の通りです。

【重大性】 ●：特に重大な影響が認められる、◆：影響が認められる、—：現状では評価できない

【緊急性】 ●：高い、▲：中程度、■：低い、—：現状では評価できない

【確信度】 ●：高い、▲：中程度、■：低い、—：現状では評価できない

3. 分野別の環境指標

■地球環境

指標	単位	関連課	現況	中間 見直し時	目指す 方向性	目標値
1人あたりの温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人	環境課	8,200 (H25年度)	5,970 (R1年度)	 減少	5,011 (R12年度)
算出方法：唐津市の年間温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)/人口(人) 目標値設定根拠：2030年度の温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)/2030年度推計人口(人)						
佐賀県内の低公害燃料車保有率	%	環境課	5.8 (H27年度)	12.7 (R3年度)	 増加	19.3 (R9年度)
算出方法：低公害燃料車の車種保有台数/都道府県別・車種別自動車保有台数（一般社団法人自動車検査登録情報協会） 目標値設定根拠：H27年度からR3年度と同じ比率で低公害燃費車の導入を推進						
パーク＆バスライドの利用台数	台	みちづくり戦略室	32,850 (H28年度)	27,253 (R3年度)	 増加	—
算出方法：パーク＆バスライドの利用台数						
「産地食材」「県産食材」を利用している人の割合	%	農政課	79.8 (H27年度)	75.2 (R4年度)	 増加	80 (R5年度)
算出方法：第2次からつ元気いっばい食育計画アンケート 目標値設定根拠：「産地食材」「県産食材」をよく利用しているおよびできるだけ利用している人の割合						
再生可能エネルギー発電設備導入容量	kW	新エネルギー推進課	130,015 (H28年度)	191,924 (R3年度)	 増加	249,276 (R6年度)
算出方法：再生可能エネルギー発電設備導入容量 目標値設定根拠：第2次唐津市総合計画						

■自然環境

指標	単位	関連課	現況	中間 見直し時	目指す 方向性	目標値
水生生物による簡易水質調査参加校数・人数	学校	環境課	4 (H29年度)	3 (R1年度)	 増加	—
	人	環境課	64 (H29年度)	51 (R1年度)	 増加	—
算出方法：水生生物による簡易水質調査参加校数・人数						
森林整備面積	ha	農地林務課	294 (H28年度)	226 (R4年度)	 増加	—
算出方法：森林整備面積						
私有林間伐面積	ha	農地林務課	156 (H28年度)	219.5 (R4年度)	 増加	150 (毎年度)
算出方法：私有林間伐面積 目標値設定根拠：第2次唐津市総合計画						
虹の松原清掃活動の参加人数	人	環境課	7,410 (H28年度)	7,678 (R2年度)	 増加	—
算出方法：虹の松原清掃活動の参加人数						
「拾い箱」設置数	箇所	環境課	—	2 (R4年度)	 増加	—
算出方法：「拾い箱」設置数						
荒廃農地面積	ha	農政課	3,702 (H28年度)	3,815 (R4年度)	 減少	—
算出方法：荒廃農地面積						

■生活・快適環境

指標	単位	関連課	現況	中間 見直し時	目指す 方向性	目標値	
大気之苦情件数	件	環境課	0 (H28 年度)	0 (R2 年度)	 維持	—	
算出方法：大気之苦情件数							
騒音・振動之苦情件数	件	環境課	2 (H28 年度)	5 (R2 年度)	 減少	—	
算出方法：騒音・振動之苦情件数							
悪臭之苦情件数	件	環境課	9 (H28 年度)	17 (R2 年度)	 減少	—	
算出方法：悪臭之苦情件数							
河川環境基準 (BOD) 達成率	%	環境課	100 (H28 年度)	100 (R2 年度)	 維持	—	
算出方法：達成水域/基準設定水域							
海域環境基準 (COD) 達成率	%	環境課	100 (H28 年度)	83.3 (R2 年度)	 維持	—	
算出方法：達成水域/基準設定水域							
汚水衛生処理率	%	下水道施設課 環境課 上下水道局管理課	80.6 (H28 年度)	87.3 (R2 年度)	 増加	95.1 (R9 年度)	
算出方法：(下水道処理人口＋農業・漁業集落排水施設処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティプラント処理人口) (人)/計画処理区域内人口 (人)							
目標値設定根拠：一般廃棄物処理基本計画							
ダイオキシン類の 基準達成状況	大気	—	環境課	達成 (H28 年度)	達成 (R2 年度)	 維持	—
	河川	—	環境課	達成 (H28 年度)	達成 (R2 年度)	 維持	—
算出方法：達成地域（水域）/基準設定地域（水域）							
唐津市清掃センターの維持 管理データの公開	—	—	公開 (H28 年度)	公開 (R3 年度)	 維持	—	
算出方法：唐津市清掃センターの維持管理データ							
都市公園施設の再整備箇所 数	箇所	都市計画課	5 (H28 年度)	26 (R2 年度)	 増加	31 (R6 年度)	
算出方法：都市公園施設再整備箇所数（平成 27 年度からの累計数）							
目標値設定根拠：唐津市都市公園長寿命化計画							
空き家の解決件数	件	環境課	14 (H28 年度)	150 (R3 年度)	 増加	—	
算出方法：空き家の解決件数							

■資源循環

指標	単位	関連課	現況	中間 見直し時	目指す 方向性	目標値
家庭系ごみ1人1日あたり排出量	g/人・日	環境課	597.4 (H27年度)	621.0 (R2年度)	 減少	572.2 (R9年度)
算出方法：家庭系ごみ排出量(t)/人口(人)/365(日) 目標値設定根拠：一般廃棄物処理基本計画						
事業系ごみ1日あたり排出量	t/日	環境課	31.0 (H27年度)	32.0 (R2年度)	 抑制	44.0 (R9年度)
算出方法：事業系ごみ排出量(t)/365(日) 目標値設定根拠：一般廃棄物処理基本計画						
リサイクル率	%	環境課	12.2 (H27年度)	14.4 (R2年度)	 増加	16.0 (R9年度)
算出方法：(総資源化量)/(ごみ排出量+集団回収量) 目標値設定根拠：一般廃棄物処理基本計画						
「てまえどり」活動参加市内事業者数	事業所	環境課	—	4 (R2年度)	 増加	10 (R9年度)
算出方法：「てまえどり」活動参加市内事業者数 目標値設定根拠：環境課設定						
不法投棄防止活動協力団体数	団体	環境課	11 (H29年度)	11 (R9年度)	 増加	—
算出方法：不法投棄防止活動協力団体数						

■環境教育・環境学習

指標	単位	関連課	現況	中間 見直し時	目指す 方向性	目標値
ラブアース・クリーンアップの参加人数	人	環境課	4,052 (H29年度)	4,042 (R1年度)	 増加	—
算出方法：ラブアース・クリーンアップの参加人数						

4. 唐津市環境審議会委員名簿

(令和5年3月31日現在)

区分	団体および役職名	氏名
学識経験を有する者	佐賀大学 農学部 准教授	原 口 智 和
	唐津マイエンザを愛好する会会長	坂 本 三ヤ子
市長が特に必要と認める者	浜玉町区長会 会長（浜玉市民センター管内）	鳥 巢 裕 人
市内各地区住民	唐津市ボランティア連絡協議会厳木支部 副支部長（厳木市民センター管内）	吉 野 妙 子
	特定非営利活動法人アザメの会 理事長（相知市民センター管内）	山 口 芳 美
	北波多女性ネットワーク「未来」副会長 （北波多市民センター管内）	山 本 弥 生
	地区住民 （肥前市民センター管内）	井 上 源 一
	地区住民 （鎮西市民センター管内）	小 出 敬 子
	呼子町地域婦人会地区支部長 （呼子市民センター管内）	小 林 雅 子
	地区住民 （七山市民センター管内）	石 川 恵理子
市長が特に必要と認める者	唐津土建工業株式会社 代表取締役社長	岩 本 真 二
市内のNPO法人・ボランティア団体・事業所の代表者	日本建設技術株式会社 部長	金 丸 彦一郎
	昭和自動車株式会社 乗合事業部部長	松 崎 義 行
	九州電力株式会社 唐津営業所 所長	加 登 一 好
	特定非営利活動法人 唐津環境防災推進機構 KANNE 理事長	藤 田 和歌子
	地球環境イニシアティブサポート唐津 代表	岡 部 寛 樹
	大地のがっこう「未来塾」からつ 代表	井 上 和 江
市および関係行政機関の職員	唐津保健福祉事務所所長	原 和 弘
	唐津市副市長	脇 山 秀 明
アドバイザー	早稲田大学理工学術院 大学院環境・エネルギー研究科教授	小野田 弘 士

5. 唐津市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、先人から受け継いだ唐津地域の豊かな環境をより良くしていくとともに次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全に関する基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境に調和した都市の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本理念としなければならない。

- (1) 現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来にわたって維持されるように適切に行われること。
- (2) 環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われること。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であるため、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減等環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 第3条の規定による環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施は、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ計画的

に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 良好な景観、歴史的文化的遺産等が保全されること。
- (4) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ唐津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の助言等)

第9条 市長は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者に対し環境の保全上必要な助言、指導又は勧告（次項において「助言等」という。）を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、当該事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(施設の整備等)

第10条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備を進めるとともにこれらの施設の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 1 1 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 1 2 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者（以下「市民等」という。）が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第 1 3 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 1 4 条 市は、第 1 2 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興及び前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 1 5 条 市は、環境の状況の把握その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(施策の推進体制の整備等)

第 1 6 条 市は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 1 7 条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全に関する施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の公表)

第 1 8 条 市長は、毎年、環境の状況及び市が環境の保全に関して講じた施策を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。